四　本邦から出国するために乗船し、又は搭乗する船舶の名称又は航空機の便名
五　本邦から出国する出入国港（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二条第一項第三号に規定する出入国港をいう。次項第四号において同じ。）の名称
六　当該運送契約を締結する年月日
3　施行令第五十一条の六第三項に規定する財務省令で定める書類は、当該運送契約により本邦から出国する者が国賓等（法第九十条の十六第二項に規定する国賓等をいう。第一号において同じ。）に該当することを在外公館の長又は外務省大臣官房儀典総括官が証する書類であつて次に掲げる事項を記載したものとする。
一　本邦から出国する国賓等の氏名
二　本邦から出国する年月日
三　本邦から出国するために乗船し、又は搭乗する船舶の名称又は航空機の便名
四　本邦から出国する出入国港の名称
五　当該運送契約を締結する年月日

（国税通則法施行規則の一部改正）

第五条　国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「又は電源開発促進税」を「、電源開発促進税又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきものを除く。）」に、「又は国税局長」を「、国税局長又は税関長」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十五条（」を「第四十五条第一項（税関長又は国税局長が徴収する場合の」に改め、同条第二項中「第二条第二項（」の下に「申告書の記載事項及び」を加え、「第四十五条（読替規定）」を「第四十五条第一項」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第七条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第六条各号に掲げる」を「第六条又は第六条の二に規定する」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「備付け」を「備付け等」に、「帳簿の記載事項」を「記帳義務」に、「又は石油石炭税法施行令」を「、石油石炭税法施行令」に、「の帳簿」を「又は国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第百六十一号）第七条（同条の国外事業者に係る部分に限る。）（記帳義務）の帳簿」に改める。

（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「の納付手続（第五条・第六条）」を「又は国際観光旅客税の納付手続（第五条―第六条の二）」に改める。

「第四章　関税等の納付手続」を「第四章　関税等又は国際観光旅客税の納付手続」に改める。

第五条の見出しを「（電子情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出）」に改め、同条第一項中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改め、「第三十四条第一項ただし書」の下に「（国際観光旅客税の納付手続を除く。）」を加え、「次条」を「第六条」に改め、同条第二項中「次条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条第三項中「次条第二号」を「第六条第二号」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出）

第五条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書（以下単に「計算書」という。）の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。

一　計算書を電子情報処理組織により提出する場合　当該計算書の提出に併せてその旨を入力する方法

二　計算書を書面により提出する場合　当該計算書にその旨を付記する方法

2　前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せて、同項各号に定める方法による届出をすることができなかった又はできないときは、電子情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、電子情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4　税関長は、前三項の届出がされた場合において、当該届出をした者に対し、納付番号その他の納付情報を通知するものとする。ただし、国際観光旅客税について納付すべき税額がないときは、この限りでない。

第六条の見出し中「による」の下に「（関税等の）」を加え、同条中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改め、「第三十四条第一項ただし書」の下に「（国際観光旅客税の納付手続を除く。）」を加え、同条第一号中「次号」の下に「及び次条」を加え、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付手続）

第六条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十七条又は第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国際観光旅客税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第五十九号」を「第六十一号」に改め、同号ロ中「第六十号から第七十六号まで」を「第六十二号から第七十八号まで」に改める。

別表第七十七号を同表第七十九号とし、同表第二十八号から第七十六号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十七号の次に次の二号を加える。

二十八　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）

二十九　国際観光旅客税法施行規則（平成三十年財務省令第百六十一号）

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「第三十六号」を「第三十八号」に改める。